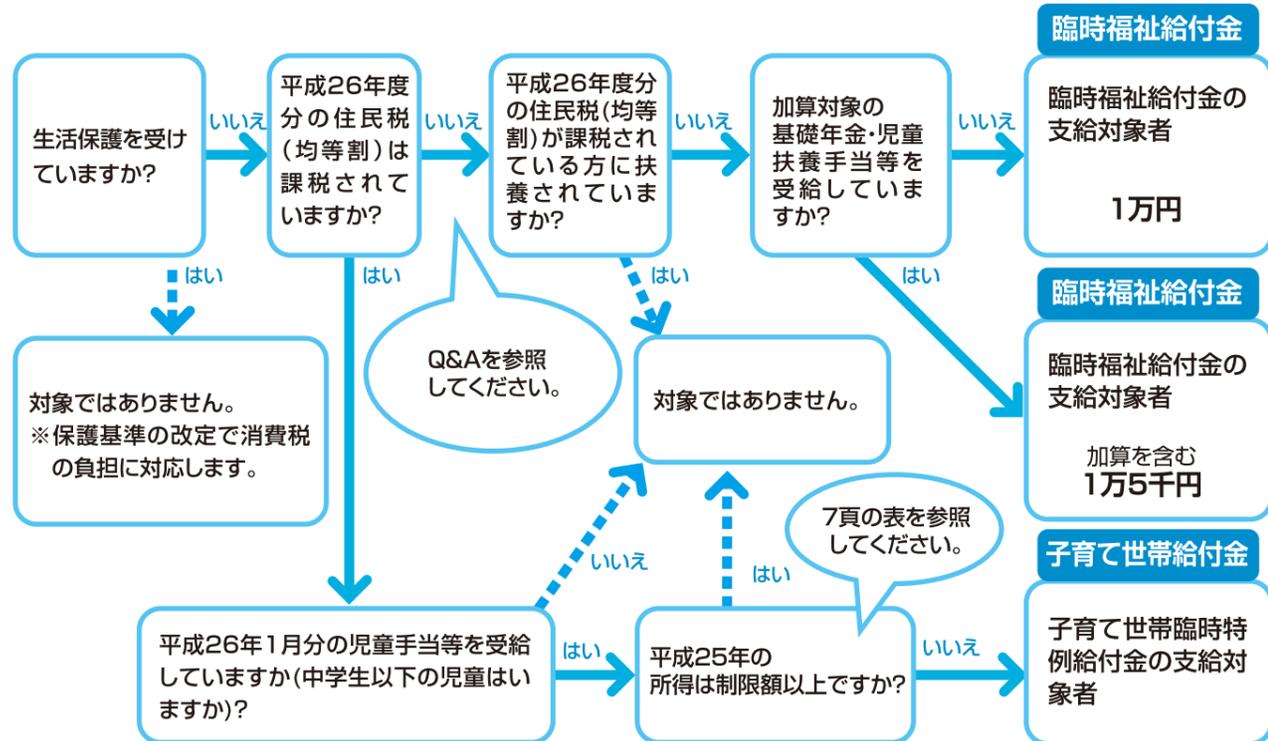


対象者診断チャート

基準日(平成26年1月1日)



※当チャートは一般的なケースを想定しており、対象者とならない場合があります。ご不明な点は健康福祉課や子育て支援課、または厚生労働省へお問い合わせください。

Q 住民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか?

例えば、

- ・ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合は課税されています。
- ・介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で5～8段階となっている場合、基本的には住民税が課税されています。

Q 基準日(平成26年1月1日)の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか?

今回の2つの給付金は、基準日時点で住民票のある市区町村から給付金が支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q 基準日(平成26年1月1日)以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか?

【臨時福祉給付金】

基準日に生まれた方は給付金の対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、臨時福祉給付金の対象にはなりません。

【子育て世帯臨時特例給付金】

基準日に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた対象児童も、子育て世帯臨時特例給付金の対象児童にはなりません。

4月からの消費税率の引き上げに伴い 臨時福祉給付金・ 子育て世帯臨時特例給付金が支給されます

「臨時福祉給付金」は、所得の低い方への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

「子育て世帯臨時特例給付金」は、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施します。

2つの給付金の支給対象者は…

5頁の「対象者診断チャート」でご確認いただき、いずれかの給付金に該当する場合は申請していただくことにより、口座振込で給付金を受け取れます。

手続きなどについては、各給付金の支給要件等(6・7頁)で確認してください。

**申請は
9月30日(火)までに!**

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

〈イメージ図〉



臨時福祉給付金
支給対象者一人につき1万円

加算対象者には
一人につき5千円を加算

子育て世帯臨時特例給付金
対象児童一人につき1万円

受け取ることができるのは、
どちらか1つの給付金です。